

深掘り！ 保険用語

株式会社ワインライフ

小野 力

<130>

<E-mail>
tsutom_ono@maia.eonet.ne.jp

事故は一段構えで判断

業務上の疾病は災害性と職業性が

今日は、「業務災害」う判断がケースによって大きくなります。まず、労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にあること」と解釈され

業務災害は、業務に起因する労働者の傷病または死」とされます。業務災害には職業性疾病や過労死も含まれるため、「業務に起因する」といって、その次に「業務起

【事故による業務災害】労災の実務では「業務遂行性」を第一判断基準

①作業中

合に業務遂行性があると

されます。

た。

・故意に事故を発生させ

られますが、自由時間

あります。

なので原則的には業務起

因性はありません。始業

作業を中断している間の

休憩中は事業主の支配

下にあるため業務遂行性

がありますが、自由時間

が具体化したと考えて

いるため原則的に業務遂行

因性が認められます。また、

災害が認められます。また、

原則的に業務起因性が認められます。

災害により負傷した。

③出張中

張の全過程において包括

していない間の事故も出

張に付随する危険が具

体化したと考えられるため

はあります。

そのため原則的に業務遂行

因性が認められます。

休憩中は事業主の支配

下にあるため業務遂行性

がありますが、自由時間

が具体化したと考えて

いるため原則的に業務遂行

因性が認められます。

災害により負傷した。

②休憩中

休憩中は事業主の支配

下にあるため業務遂行性

がありますが、自由時間

が具体化したと考えて

いるため原則的に業務遂行

因性が認められます。

休憩中は事業主の支配

下にあるため業務遂行性

がありますが、自由時間

が具体化したと考えて

いるため原則的に業務遂行

因性が認められます。